

## 球磨村しごと創生協議会設置要綱

平成 28 年 5 月 16 日

告示第 58 号

(設置)

第 1 条 球磨村しごと創生交付金交付要綱（平成 28 年告示第 57 号）に基づく球磨村しごと創生交付金（以下「交付金」という。）を適正かつ円滑に運用し、村内での雇用の拡大を図ることを目的として、球磨村しごと創生協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 交付金の目的達成のための運用方針に関すること
- (2) 交付金事業及び交付対象経費の審査に関すること
- (3) 交付金事業及びその事業実施主体に対する支援・助言に関すること
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、村内での雇用の拡大に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、村長が適当と認める者のうちから選任し委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱した日の属する年度の年度末までとし、再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長 1 人及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会は、会長が招集し、議長となる。

2 前項の規定にかかわらず、委員の委嘱後初めての会議は、村長が招集する。

3 会議は、構成委員の過半数以上の出席により開会し、議事は、出席者の過半数以上により決定する。なお、可否同数の場合は会長が決定する。

4 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見、資料の提出を求めることができる。

5 会長は、会議録を調製し、開会の日時及び場所、出席委員の氏名、議事の要領、議決した事項、その他必要と認める事項を記載しなければならない。

(庶務)

第 7 条 協議会の庶務は、球磨村企画振興課及び球磨村しごと創生協議会運営業務委託の受託事業者において処理する。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。